入札契約に関する共通事項（総合評価一般競争入札）

【工事・総務局契約・総合評価一般競争入札（令和８年６月30日更新版）】

個々の発注情報詳細に定める入札参加資格等のほかに、次のとおり入札契約に必要な共通事項を定める。

1　入札参加資格

入札参加者は、落札候補（予定）者通知書の送付日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱（以下「入札取扱要綱」という。）第23条により定める入札参加資格を全て満たす者であること。

(2) 令和７・８年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(3) 横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること（ただし、開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降の軽微な事由による指名停止を除く。）。

(4) 工事ごとに定める入札参加資格を全て満たす者であること。

なお、用語の定義は、次のとおりとする。

ア　主たる営業所の所在地

有資格者名簿における主たる営業所の所在地が属する行政区をいう。

イ　優良工事表彰事業者

横浜市優良工事施工会社表彰名簿に登載されている者をいう。

ウ　工事成績

工事ごとに入札参加資格として定めた工種に係る工事の横浜市請負工事検査事務取扱要綱第７条、横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱第８条、横浜市交通局請負工事検査事務取扱要綱第７条及び横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱要綱第６条に規定する工事完成結果通知書の評定点（工事ごとに定める期間内に完成した工事が２件以上ある場合は、完成した月が最新月のものを対象とする。また、最新月に完成した工事が２件以上ある場合は、最高点のものを対象とする。）をいう。

エ　発注者別評価点（主観点）

令和７・８年度の横浜市入札参加資格審査結果通知書（工事）における工種ごとの発注者別評価点（主観点）をいう。

オ　横浜型地域貢献企業

横浜型地域貢献企業として認定されている者をいう。

カ　建設機械所有事業者

ブルドーザー、ドーザーショベル、掘削機、モーターグレーダー、トラッククレーン、クローラークレーン、油圧式クレーン、クレーン付きトラック、タイヤショベル、振動ローラー又は大型ダンプ車（車両総重量８ｔ以上又は最大積載量５ｔ以上で、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）に基づく建設業用としての表示番号の指定を受けているもの）を所有している者又は長期の賃貸借契約（契約期間中であり、かつ契約始期から契約終期までが１年以上である賃貸借契約に限る。）をしている者をいう。

キ　災害協力事業者

災害協力事業者名簿に登載されている者をいう。

ク　施工実績

工事の施工実績（本市が発注した工事の場合、工事成績が65点以上のものに限る。）をいう。

ケ　技術力結集型共同企業体

各企業の技術力の結集を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体をいう。

コ　技術修得型共同企業体

市内企業の技術修得を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体をいう。

サ　監理技術者補佐

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により監理技術者の行うべき職務を補佐する者として配置する者をいう。

シ　協力雇用主

横浜保護観察所に協力雇用主として登録されている者をいう。

(5) ＩＣカードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。

(6) その他、詳細については横浜市契約規則、入札取扱要綱、横浜市請負工事等総合評価落札方式実施要綱（以下「総合評価実施要綱」という。）、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）（以下「運用基準」という。）及び横浜市工事請負等競争入札参加要領（以下「入札参加要領」という。）等に定めるところによる。

2　入札参加手続等

(1) 入札参加者は、工事ごとの総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）に定めるところにより、技術資料を総務局契約第一課へ提出すること。

なお、提出後の技術資料の修正及び追加等は、提出期間内であっても認めない。

(2) 設計図書及び実施要領書のダウンロード等

ア　設計図書の購入先・申込期限欄において、「電子図渡しを行う」としている案件（以下「電子図渡し案件」という。）については、横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書（合併入札の場合には、当該合併入札に係る全ての工事の設計図書）及び実施要領書をダウンロードすること。

イ　電子図渡し案件以外の案件については、工事ごとに定める日時及び場所において、無償で貸与する。

(3) 設計図書に関する質問及び回答

質問の提出方法及び回答の掲載方法については、工事ごとに現場説明書で定める。

(4) １に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3　入札方法等

(1) 入札の期間及び開札予定日時については、工事ごとに定める。

(2) 入札参加者は、定められた期間内において、電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。

(3) 電子入札システムによらない入札参加については、運用基準第７条に定める場合を除き、認めない。

(4) 入札にあたっては、別途指定がある場合を除き、工事費内訳書（合併入札の場合には、当該合併入札に係る全ての工事費内訳書）を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、運用基準第13条を参照すること。また、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

なお、工事費内訳書とは、本市が工事ごとに定めた設計書のうち、工事内訳及び中科目別内訳（以下「中科目別内訳書」という。）又は本工事内訳書（中科目別内訳書又は本工事内訳書がないものは同等の内訳。以下同じ。）に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているもので、かつ、中科目別内訳書又は本工事内訳書よりも詳細な内訳が明示されたものをいう。

(5) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

(6) 入札の回数は１回とし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札を不調とする。

(7) 合併入札の場合には、合併の対象となる全ての工事の合計金額を入札金額とすること。

4　再度入札の試行

(1)　公告又は指名通知書において再度入札の試行対象であることを示した入札案件の開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がなく、かつ、予定価格を超過した価格をもって入札した者がいる場合は、３(6)に関わらず、当初入札の開札の後に通知する再度入札通知書により指定する期間において再度入札を行う（ただし、次に該当する者は、入札がないものとみなす。）。

ア　総合評価落札方式実施要領書に定める技術資料の提出をしない者

イ　総合評価落札方式実施要領書の定めに従わない技術資料を提出した者

(2)　再度入札の回数は、１回とする。

(3)　再度入札対象者は、当初入札に参加した者のうち、予定価格を超過した価格をもって入札した者（ただし、次に該当する者を除く。）のみとする。

ア　総合評価落札方式実施要領書に定める技術資料の提出をしない者

イ　総合評価落札方式実施要領書の定めに従わない技術資料を提出した者

なお、再度入札対象者が、当初入札において５(1)、(2)及び(4)から(10)に該当する入札を行っていた場合でも、再度入札対象者から除外しないが、当初入札と同一事業者でないと再度入札に参加できないものとする。

(4)　再度入札を実施してもなお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札を不調とする。

5　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

(2) １に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 技術資料の提出をしない者が行った入札、又は実施要領書の定めに従わない技術資料を提出した者が行った入札

(4) 有資格者名簿における代表者又は受任者以外の名義人によるＩＣカードを用いて行った入札

(5) ３(4)に定める工事費内訳書の提出をしない者が行った入札又は３(4) の定めに従わない工事費内訳書の提出をした者が行った入札

(6) 特定建設共同企業体による入札の場合に、特定建設共同企業体委任状（甲）（第４号様式その１）及び特定建設共同企業体協定書（甲）（第４号様式その２）の提出をしない者が行った入札（必要書類の一部のみを提出した場合、構成員全員の記名押印をしていない場合を含む。）

(7) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員が同一の案件において入札を行った場合における、当該特定建設共同企業体が行った入札及び当該構成員が行った入札

(8) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員を構成員とする他の特定建設共同企業体が同一の案件において入札を行った場合、これらの特定建設共同企業体が行った入札

(9) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が同一の案件において入札を行った場合における、当該中小企業等協同組合が行った入札及び当該組合員が行った入札

(10) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が加入する他の中小企業等協同組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの中小企業等協同組合が行った入札

6　技術資料の審査及び技術評価点の算出

技術資料の審査及び技術評価点の算出については、工事ごとに定める実施要領書に基づき行う。

7　落札予定者の決定、入札参加資格の確認及び落札者の決定

(1) 開札後、調査基準価格及び予定価格（開札後に公表する場合のみ）を開札済通知書により、入札参加者に通知する。ただし、再度入札を実施する場合は、当初入札の開札後、予定価格（開札後に公表する場合のみ）を開札済通知書により通知し、再度入札の開札後、調査基準価格及び予定価格（開札後に公表する場合のみ）を開札済通知書により通知する。なお、再度入札対象者には、当初入札の開札後、再度入札対象者中の最低入札金額を再度入札通知書により通知する。

(2) ６により算出した入札者ごとの技術評価点及び入札価格を基に、実施要領書に定める方法により、評価値を算出する。

(3) 次に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、(2) により算出した評価値が最も高い者を落札予定者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　入札者が提出した技術資料が、実施要領書で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。

ウ　評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の110分の100で除して得た数値を下回っていないこと。

(4) 落札予定者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満であり、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札要綱」という。）第３条第２項に定める基準（以下「失格基準」という。）に該当する場合には、その者を落札者としない。この場合、(3) の要件を全て満たす者のうち、次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。

(5) 失格基準に該当した者を除き、落札予定者となるべき同評価値となった者が２者以上あるときは、電子くじにより落札予定者を決定するものとする。

(6) 工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱第３条第１項及び第２項に規定する積算疑義申立て期間終了後、落札予定者、落札予定者の入札価格及び(2) により算出した落札予定者の評価値を入札参加者に通知し、落札の決定は保留する。

(7) 落札決定を保留した後、落札予定者が入札参加資格を満たすものであるかを確認する。

(8) (7) の入札参加資格の確認の結果により、落札予定者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　当該落札予定者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。

イ　当該落札予定者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、一般競争入札参加資格確認結果通知書にその理由を記しその者に通知する。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とし、(7) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(9) (7) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札予定者は、工事ごとに定める提出書類等を、別に指定した日時までに総務局契約第一課へ提出し、また確認のための指示に従わなければならない。なお、当該書類は原則として電子入札システムから提出するものとする。ただし、入札参加資格のうち登録工種、格付等級、登録細目、所在地区分又は企業規模のいずれかの条件を満たさないと認める場合又は指名停止（開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降の指名停止等措置要綱運用基準第26項(2)に定める軽微な事由による指名停止は除く。）を受けている場合は、書類の提出を求めないこととする。指定した期限までに書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札予定者は入札参加資格を満たす者でないとし、(8) イの手続により落札者を決定する。

(10) 落札予定者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満であり、失格基準に該当しない場合は、(7) の入札参加資格の確認とあわせて総合評価実施要綱第13条第２項に定めるとおり、低入札要綱に定める調査を行う。

(11) (10) の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。

(12) (10) の調査にあたっては、当該落札予定者は、低入札要綱に定める書類を別に指定した日時までに総務局契約第一課へ提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記の期限までに書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(11) に該当するものとし、当該落札予定者を落札者としないものとする。

(13) 落札予定者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、低入札要綱第４条の２第１号に定める技術者を、(9) により提出された入札参加資格確認資料に記載した技術者とは別に、施工現場に専任で１名以上配置しなければならない（特定建設共同企業体の場合、代表者となる構成員から１名以上配置すること。）。この場合、当該技術者について、配置技術者（変更）届出書（第６号様式）及び必要書類を別に指定した日時までに総務局契約第一課へ提出すること。

(14) (12) に定める書類は、３(4) に定める工事費内訳書の各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した書類の提出がない場合には、(11) に該当するものとし、当該落札予定者を落札者としないものとする。

(15) 落札者の決定にあたって、総合評価実施要綱第５条第３項で定める学識経験者の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、落札予定者を落札者として決定する。

(16) 開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降、落札決定するまでの間に、当該落札予定者が指名停止等措置要綱第２条第１項、第３条又は第４条に該当した場合（ただし、開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降の軽微な事由による指名停止を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。

(17) 落札予定者が入札時に提出した工事費内訳書（再度入札の場合は、再度入札時に提出した工事費内訳書）に記載された直接工事費の額が、横浜市工事請負契約に係る労務費ダンピング調査に関する取扱要綱（以下「労務費ダンピング調査要綱」という。）第３条の規定により算出した一定水準額を下回った場合において、労務費ダンピング調査要綱第４条第５項に該当する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。

８　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金はこれを免除する。

(2) 契約保証金の要否については、工事ごとに定める。

(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、入札参加要領第28条から第30条までの規定による。

９　契約金の支払方法

(1) 前金払の有無及び方法並びに部分払の回数は、工事ごとに定める。
なお、前金払は部分払の回数に含まない。
(2) 工事ごとに定める前金払の方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において契約金額の10分の４以内の額を支払うとともに、公共工事の前払金に関する規則第２条第３項に規定する認定を受けたときには、追加して、契約金額の10分の２以内の額を支払う。また、工事ごとに定める前金払の方法が「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の４以内の額を当該会計年度ごとに支払うとともに、公共工事の前払金に関する規則第２条第３項に規定する認定を受けたときには、追加して、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の２以内の額を当該会計年度ごとに支払う。
(3) 工期が複数年度に渡る場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

10　調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約
(1) ８(3) の規定にかかわらず、入札参加要領第28条第１項に定める契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
(2) ９(2) の規定にかかわらず、工事ごとに定める前金払の方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の２以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の２以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。なお、公共工事の前払金に関する規則第２条第２項に規定する前払金(中間前払金)は支払わない。
(3) 契約金額にかかわらず、横浜市請負工事検査事務取扱要綱第８条第２項各号に定める工種を主たる工種とする工事については、中間技術検査を行うものとする。
(4) 工事完成後、低入札要綱に定める低入札価格事後コスト調査を行うものとする。

11　その他
(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
(3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
(4) 技術者の配置については、次のように定める。
ア　配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合又は次に掲げる場合で、新たに配置する技術者が、工事ごとに定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。なお、技術者を変更しようとする場合には、工事監督課及び総務局契約第一課へ直ちに届け出なくてはならない。
(ｱ) 工場製作を含む工事については、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間とで技術者を変更することができる。
(ｲ) 受注者の責によらない理由により工事中止又は大幅な工期延期となった場合（大幅な工期延期とは「延期期間が当初工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超える場合」を目安とする。）。ただし、工期延期により、技術者が予定していた他の工事へ従事できなくなる場合等、やむを得ない場合についても、工事担当課と協議のうえ、変更を認めるものとする。
(ｳ) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合であって、かつ１年以上の期間連続して技術者として従事している場合
(ｴ) 技術者の出産、育児又は介護による事由で変更した後に、変更前の技術者が復職し、当該工事に再配置させる場合
イ　技術者を専任で配置する場合において、当該工事の請負代金額が１億円未満（工種「建築」の場合は２億円未満）かつ建設業法第二十六条第三項第一号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該施工現場を含めて２件まで兼任させることができる。この場合、建設業法第二十六条第三項第一号ロ及びハにかかる要件については７(7)に定める確認を行わないことから、施工段階において適正な履行を行い、監督員の点検を受けること。
なお、これに基づき配置技術者を別の現場と兼任させる場合には、落札の決定後に、従事中工事の工事監督課へ速やかに連絡すること。

ウ　監理技術者を配置する場合において、当該監理技術者に加えて監理技術者補佐を当該施工現場に専任で配置するときは、当該監理技術者を専任で配置することを要せず、他の工事(監理技術者の行うべき職務を補佐する者を施工現場に専任で配置している場合に限る。)における監理技術者を当該施工現場を含めて２件まで兼任させることができる。この場合における監理技術者補佐は、落札候補（予定）者通知書の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が３か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。また、監理技術者補佐を配置しようとする落札候補者は、７(9)に定める書類の提出と併せて、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(ｱ) 配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第６号様式）（技術者欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載したもの）

(ｲ) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）

(ｳ) 配置する監理技術者補佐の雇用（期間）が確認できる書類

エ　技術者を専任で配置する場合において、建設業法第二十六条の五に定める要件を満たす場合には、建設業の許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）を配置することができる。この場合、７(9)に定める書類の提出と併せて、建設業法施行規則に定める営業所技術者等一覧表等を提出すること。また、建設業法第二十六条の五第一項第三号及び第四号にかかる要件については７(7)に定める確認を行わないことから、施工段階において適正な履行を行い、監督員の点検を受けること。

オ　工場製作を含む工事で技術者を専任で配置する場合、工場製作期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面に明示されていれば、同一工場内で他の同種工事（本市発注工事については原則として同工種工事）に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行い、同一の技術者がこれらの製作を一括して管理できる限りにおいて、工場製作期間中は工事を兼任させることができる。この場合、７(9)に定める書類の提出と併せて、工場製作期間が明示された書類を提出すること。

カ　契約の締結後、(2)により明示された工事又は既契約と密接な関連がある随意契約の工事（追加工事）において、同一の技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的である場合、兼任させることができる。

キ　他の本市発注工事に従事している技術者を配置する場合において、落札候補（予定）者通知書の送付日の前日までに工事完成検査が終了している場合、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

(5) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。

(6) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、運用基準第14条第４項に定めるとおりとする。

(7) 入札に参加した者は、入札締切後、正当な理由なく落札者となることを辞退することはできないものとする。

(8) 落札候補（予定）者通知書の送付後、次のいずれかに該当するときは、指名停止等措置要綱第２条第１項の規定により、指名停止を行う。

ア　落札予定者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合

ただし、落札候補者等となった入札（政府調達協定の対象となるものを除く。）の開札日（再度入札を行う場合は、再度入札の開札日）から落札候補（予定）者通知日までの間に、他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、落札候補（予定）者通知日の翌々開庁日に、落札者となることを辞退した場合は、指名停止に該当しない（一般競争入札（条件付）における資格確認書類を既に提出している場合を除く。）。

この場合、辞退は、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時（再度入札を行う場合は、再度入札通知書に定める開札予定日時）が最も遅いものから順に行わなければならない。

イ　落札予定者となった者が、７(9) に定める書類の提出をしない場合

ウ　工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行って落札予定者となった者が、低入札要綱第３条第４項及び第４条第１項第１号に該当した場合（ただし、資料に不備等があることのみにより同号に該当した場合を除く。）

(9) ７(7) の入札参加資格の確認とあわせて、入札取扱要綱第25条第１項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事（合併入札の場合には、当該合併入札に係る全ての工事）の契約は締結しないものとする。

(10) (9)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、予定されている現場代理人が、工事請負契約約款第11条第２項に定める常駐義務を満たさないおそれがある場合は、入札取扱要綱第25条第１項第８号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

ただし、下記ア、イ、ウのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

なお、工事現場への出動体制について制限を設けている工事請負契約、現場説明書に兼任を認めない旨を記載している工事請負契約及び設計変更等に伴う契約変更により請負代金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が4,500万円（工種「建築」の場合は9,000万円）以上となった工事請負契約については、現場代理人の他の工事との兼任を認めないものとする。

ア　監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されている場合で、次の(ｱ)から(ｳ)のいずれかに該当する場合。

(ｱ) ２件の工事請負契約の場合で、それぞれの予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が4,500万円（工種「建築」の工事請負契約の場合は9,000万円）未満であるとき。

(ｲ) 工種「建築」の工事請負契約を含まない３件の工事請負契約の場合で、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が4,500万円未満であるとき。

(ｳ) 工種「建築」の工事請負契約を含む３件の工事請負契約の場合で、予定価格（消費税及び地方費税相当額を含む。）の合計が9,000万円未満であるとき。ただし、３件の中に、工種「建築」以外の工事請負契約を含む場合には、工種「建築」以外の工事請負契約の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が4,500万円未満であること。

イ　本市が同一の請負人と締結した工事請負契約（予定価格（税込）が 4,500 万円（工種「建築」の工事請負契約の場合は 9,000 万円）以上１億円（工種「建築」の工事請負契約の場合は２億円）未満である場合に限る。）において、次の(ｱ)及び(ｲ)の両方に該当する場合。

(ｱ) 11(4)イにより配置技術者を兼任する２件の工事請負契約、又は 11(4)エにより営業所技術者を配置する１件の工事請負契約

(ｲ) 一工事案件で配置技術者と現場代理人を兼任する場合

ウ　監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されている場合で、次の(ｱ)から(ｴ)のいずれかに該当する場合。

(ｱ) 余裕期間対象工事又はゼロ市工事における、契約締結日から工事着手期限日の前日までの期間（余裕期間）

(ｲ) 工事請負契約約款第21条の規定に基づき工事の全部の施工を一時中止している期間

(ｳ) 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事請負契約であって、工場製作のみが行われている期間

(ｴ) 工事完成後、検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間

(11) (9)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、令和７・８年度の横浜市入札参加資格審査結果（変更届を提出した場合は、審査が完了し、資格審査申請システムに登録されているもの。）における当該工事と同工種の最高請負実績額が、次のア及びイに定める金額のいずれにおいても当該工事の工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。なお、合併入札の場合には、当該合併入札に係る全ての工事費の合計）に満たない者（共同企業体の場合は、ア及びイのいずれか大きい額を構成員ごとに算定し、各構成員の当該算定した額を合計した金額が当該工事の工事費に満たない者。）は、入札取扱要綱第25条第１項第９号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。なお、同号において変更届の提出期限の定めがあるので併せて留意すること。

ア　元請の場合、最高請負実績額を１０分の６で除して得た額

イ　下請の場合、最高請負実績額を１０分の８で除して得た額

(12) (9)の適格性の審査にあたり、開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降、落札決定するまでの間に、指名停止中の者又は新たに指名停止に該当する者（ただし、開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降の軽微な事由による指名停止を除く。）は、入札取扱要綱第25条第１項第１号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

(13) (9)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、当該工事と同一管内かつ同種の工事（以下「同種の管内一円工事」という。）を契約している者（落札決定通知書の送付を受けているときを含む。）は、入札取扱要綱第25条第１項第12号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。同種の管内一円工事とは、同一工事件名のものをいう。なお、（その○）などの通し番号、＜雪害対策を含む＞、（ゼロ市工事）、（余裕期間対象工事）、（平準化工事）及び組織改編による（仮称）を含む件名についても同種の管内一円工事とみなす。また、請負工事検査事務取扱規程第２

条の２第１号に規定する完成検査、水道局検査規程第３条第１号に規定する完成検査及び交通局検査規程第３条第１号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。

(14) (9)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、当該工事に係る工事監理業務委託を後続する業務として随意契約する予定のある、当該工事に係る設計業務委託を受託している者は、入札取扱要綱第25条第１項第13号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

(15) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、入札の前に特定建設共同企業体の情報について横浜市のホームページから登録（以下「特定ＪＶ登録」という。）を行い、提出書類のうち特定建設共同企業体委任状（甲）（第４号様式その１）及び特定建設共同企業体協定書（甲）（第４号様式その２）を、入札締切日時までに、横浜市総務局契約第一課あてに書留郵便により郵送又は持参しなければならない。なお、再度入札を実施する場合は、特定建設共同企業体委任状（甲）（第４号様式その１）及び特定建設共同企業体協定書（甲）（第４号様式その２）を改めて提出する必要はない。

また、結成する特定建設共同企業体の名称は「○○建設共同企業体」とすることとし、特定ＪＶ登録並びに特定建設共同企業体委任状（甲）（第４号様式その１）及び特定建設共同企業体協定書（甲）（第４号様式その２）の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市のホームページを参照すること。

なお、提出された特定建設共同企業体委任状（甲）（第４号様式その１）及び特定建設共同企業体協定書（甲）（第４号様式その２）については返却しないので留意すること。

(16) (9)の適格性の審査にあたり、件名に（余裕期間対象工事）若しくは（ゼロ市工事）と記載されている工事又は注意事項に余裕期間対象工事であると記載されている工事（以下「余裕期間対象工事等」）の場合は、余裕期間内は技術者及び現場代理人（以下、「技術者等」）の配置や常駐を要しない。そのため、落札候補（予定）者通知書の送付日時点において技術者等が他の工事に従事中であっても、当該工事が工事着手期限日の前日までに完成することが明らかである場合は、他の工事に従事していないものとして取り扱うものとする。ただし、従事中の工事が完成するまでの間は、当該余裕期間対象工事等に着手することはできない。

また、余裕期間対象工事等に配置予定の技術者等が従事中の工事が、工期延期等により工事着手期限日の前日までに終了しないことが判明した場合、余裕期間中に限り技術者等の変更を認めるものとする。

なお、工事着手日以降に技術者等が別の工事に従事していることが判明した場合は、建設業法等に違反し契約を解除することがあるので、留意すること。

(17) 当該工事の契約締結について、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年３月横浜市条例第５号）第２条の規定により市議会の議決に付すべきものである場合には、工事ごとに明示する。

(18) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定した日から14日以内（(17)により明示された市議会の議決に付すべきものである場合にあっては、市議会の議決を得た本契約の日まで）に、当該工事の工事担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(19) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、入札取扱要綱、総合評価実施要綱、運用基準、横浜市電子契約運用基準（工事請負関係）、労務費ダンピング調査要綱及び入札参加要領等に定めるところによるものとする。